

IC カード規則

第1章 総則

第1条 (定義)

- 1 IC カードとは、当組合が発行する IC チップ搭載の携帯用カードをいいます。(以下「IC カード」という)
- 2 IC カードは当組合の Tuo カード、ミールカード、プリチャージカード、学内講座受講者証の総称です。

第2条 (IC カードの発行)

IC カードは当組合の組合員に対して発行し、IC カードの発行を受けた組合員を以下「IC カードホルダー」といいます。

第3条 (IC カードの利用)

- 1 IC カードホルダーは、IC カードに搭載する IC チップを利用して当組合の提供するサービス、並びに当組合が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができます。
- 2 IC カードホルダーは、IC カードの利用にあたっては本規則を遵守するものとします。
- 3 IC カードホルダーが当組合の組合員でなくなったときは、本規則で述べるサービスを受けることができなくなります。

第4条 (IC カードの紛失・盗難)

- 1 IC カードホルダーが IC カードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、速やかに当組合へ連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 2 IC カードを紛失、または盗難にあった組合員が、当該 IC カードを発見した場合は、速やかに当組合に届け出るものとし、当組合が認めたときに限り、当該 IC カードを再利用できるものとします。
- 3 紛失・盗難その他の事由により IC カードを他人に利用された場合に生じた一切の損害については、IC カードホルダーがこれを負担するものとします。

第5条 (IC カードの再発行)

- 1 IC カードホルダーは、IC カードの忘失・盗難・汚損、その他の事由により IC カードの再発行を希望する場合には、所定の手続きに従って、承認を得るものとします。
- 2 前項により IC カードの再発行を受ける場合は、IC カードホルダーは当組合所定の手数料(1,200 円)を負担するものとします。

第6条 (IC カード記載内容の確認)

IC カードホルダーは、IC カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちに IC カードの記載内容等を確認し、不備がある場合には当組合へ遅滞なく届け出るものとします。

第7条 (個人情報情報の使用制限)

当組合は、当組合が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には個人情報を利用しないものとします。

第8条 (届出事項の変更)

- 1 IC カードホルダーは、個人情報に変更が生じた場合には、当組合に対して速やかに届出を行うものとします。
- 2 前項の届出により、IC カードを再発行する必要がある場合は、当該再発行にかかる第5条2項の手数料は無料とします。
- 3 IC カードホルダーは、本条第1項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

第9条（プライバシー情報の保護）

当組合は、ICカードホルダーがICカードを利用することによって当組合が入手したICカードホルダーのプライバシーに関わる情報を、当組合の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

第10条（ICカードの利用停止）

- 1 当組合は、ICカードホルダーが次の何れかに該当した場合、当組合が提供するサービスについて、当該ICカードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。
 - (1)申し込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2)本規則に違反した場合
 - (3)ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
 - (4)ICカードの磁気ストライプ及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
 - (5)その他、ICカードホルダーのカード使用状況が適当でないと当組合が判断した場合
- 2 ICカードホルダーが、自らICカードの利用を停止する場合には、所定の手続きに従って当組合へ届け出るものとします。

第11条（免責）

ICカードホルダーは、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

第12条（規則の変更に伴う公示）

- 1 当組合が本規則を変更した場合は、その内容をICカードホルダーへ公示します。
- 2 前項の変更において、当該変更の内容がICカードホルダーの利用に重大な影響を及ぼす可能性があると当組合が判断した場合には、十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施します。

第13条（準拠法）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

ICカードホルダーと当組合との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんに関わらず、当組合所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2章 プリチャージ

第15条（プリチャージ利用方法）

ICカードホルダーは、ICチップに記録された残額の範囲内で、組合の指定する店舗（以下「指定店舗」という）及びICカード対応機器で、プリチャージによる買い物とサービスを受けることができます。

第16条（現金による入金額の記録）

ICカードホルダーは、ICカード対応POSレジスタ等を用いて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。

第17条（プリチャージ残高限度額・手数料等）

- 1 当組合は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリチャージの1回あたりの利用限度額を定め、これをICカードホルダーに通知するものとします。
- 2 ICカードホルダーのプリチャージ利用手数料は無料とします。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金の期間を問わず、無利息とします。

第18条（プリチャージが利用できない場合）

ICカードホルダーは、次の場合にプリチャージの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1)ICカードの紛失、汚損、指定店舗のICカード対応機器の故障、停電等によりICチップを利用する

ことができない場合

- (2)当組合が、プリチャージで利用できないものとしている商品またはサービスの利用の場合
- (3)臨時販売所等で、POS レジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合
- (4)その他、当組合の責によらない事情等で、止むを得なくサービス提供を停止せざるを得ない場合

第19条（プリチャージの紛失・盗難、汚損等）

- 1 IC カードの汚損等により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、IC カードホルダーは第5条による再発行の届出を行うものとします。
- 2 IC カードホルダーが IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、第4条及び第5条または第8条にいう届出を行うものとします。
- 3 前2項の場合において、該当 IC カードにプリチャージ未利用残額がある場合、当組合は当該未利用残額を確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録するものとします。当該未利用残高は届出によりプリチャージ利用停止を行った翌日の未利用残高レポートにより確定します。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が IC カードホルダーの故意又は過失によるものと当組合が判断した場合、プリペイド未利用残額の保証はしないものとします。

第20条（返金）

- 1 プリチャージ未利用残額の返金は、脱退等の事由により IC カードホルダーが IC カードの使用を停止し、当組合所定の手続きによって IC カードを当組合に提示した場合を除き行わないものとします。
- 2 前項にいうプリチャージ未利用残額の返金は、当組合が未利用残額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。

第3章 ポイント

第21条（ポイント利用方法）

- 1 IC カードホルダーは、指定店舗での利用時に IC カードを提示し、当該 IC カードのプリチャージ機能を使って支払を行った場合、及びクレジット機能を使って支払を行った場合に、当組合が定めるポイント発生率により、IC カードにポイントを蓄積することができます。
- 2 蓄積されたポイントは当組合が定める基準でポイント券として発券されます。IC カードホルダーは、ポイント券を金券として指定店舗で利用することができます。

第22条（ポイントが蓄積できない場合）

IC カードホルダーは、次の場合にポイントの蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1)IC カードの紛失、汚損、指定店舗の IC カード対応機器の故障、停電等により IC カードを利用することができない場合
- (2)当組合がポイントを付与しないものとする商品またはサービスの利用の場合
- (3)臨時販売所等で、POS レジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合

第23条（ポイントの紛失・汚損等）

- 1 IC カードの汚損等によりポイント残高の読み取りができなくなった場合、IC カードホルダーは第5条による IC カードの再発行の申請を行うことができます。
- 2 第5条または第8条により IC カードを再発行する場合において、再発行申請者がそれまで保有していた IC カードにポイント残高がある場合、当組合は当該ポイント残高を確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録するものとします。当該ポイント残高は届出により IC カード利用停止を行った翌日の未使用残高レポートにより確定します。
- 3 前項に関わらず、IC カード再発行の申請原因が IC カードホルダーの故意又は過失によるものと当組合が判断した場合には、ポイント残高の保証はしないものとします。

第24条（換金の禁止）

当組合は、第21条によって発行されたポイント券を現金と換金することは行わないものとします。

第4章 ミールカード

第25条（ミールカードの定義）

ICカードにおいて、当組合が指定した期間及び指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、指定店舗及びICカード対応機器で食事等を利用することができるものをミールカードといいます。

第26条（ミールカード利用方法）

- 1 ICカードホルダーは、ミールカードに供する期間に対応する当組合が指定した金額を、現金を添えもしくは当組合が指定する金融機関口座への払込をもって申請することにより、ミールカード利用ができるものとします。
- 2 ミールカードは申し込んだ組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者への貸与または譲渡等はできないものとします。他人の食事への利用（いわゆるおごり）はできません。また組合員がこれに反した場合は、当組合が利用停止措置をとることができることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 ICカードホルダーは、当組合が指定した期間及び指定した1日あたりの限度額の範囲内で、指定店舗及びICカード対応機器で、ミールカードによる食事等を利用することができます。

第27条（ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

- 1 当組合は、ミールカード利用の期間、1日当たりの利用限度額、ミールカードで利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールカード機能の利用にあたって必要な事項を定め、これを公示するとともに必要に応じてミールカード申し込み者へ通知するものとします。
- 2 ミールカードの申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

第28条（ミールカードが利用できない場合）

ミールカード利用を申し込んだ組合員は、次の場合にミールカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1)指定店舗が営業していない場合及び営業時間外の場合
(台風等による臨時閉店の場合を含む)
- (2)第27条1項による当組合が定めた食事等の商品以外の商品の購入及びサービスの利用の場合
- (3)第26条2項に該当する禁止行為があり、当組合が利用停止措置等を取った場合
- (4)当組合が定める1日あたりの利用限度額を超えた場合（超えた部分は、現金またはプリチャージで支払うことができます）
- (5)当組合が定める利用期間を超えた場合
- (6)ICカードの紛失・汚損後も再発行申請を行っていない場合
- (7)停電・故障等、やむを得ない事情により端末機等が利用できない場合
- (8)当組合から脱退し、当組合の利用ができなくなった場合

第29条（返品・返金の禁止）

ミールカードを利用して購入した食事等の商品の返品・返金については、レジ操作ミスなど当組合の過失による場合以外は受け付けられないものとします。

第30条（ミールカードの利用停止と喪失）

ミールカードの利用者は、次のいずれかに該当した場合、当組合がミールカードの利用停止・喪失させる場合があることを承諾するものとします。その際、組合員は未使用期間分の返金については一切行われなことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1)申込みや届け出変更時に、故意に虚偽の申告を行った場合
- (2)当規則に違反した場合
- (3)IC カード面上の記載された内容を改ざんした場合

第31条（ミールカード解約の場合の返金）

- 1 ミールカードは当組合が申し込み用紙を受領した日から8日以内であればクーリングオフ（解約）ができるものとし、また、4月1日以降の申し込みで役務提供前である場合も8日以内であれば解約ができるものとします。
- 2 ミールカードの利用者が、ミールカード期間中に退学、休学、留学、傷病等による長期入院など（大学休暇中の帰省等を除く）の事由により、1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合には、当組合は事前もしくは事後1年間以内に当組合所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード購入額から既に利用した金額を差し引いた残額を返金することとします。ただし、既に利用した金額がミールカード購入額を超えた場合、返金はありません。なお、既に利用した額はシステム上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない仮ミールカードでの利用分については月割りで算出した利用金額（1ヵ月未満は1ヵ月単位に切り上げ）を摘要することとします。
- 3 前項以外の場合における中途解約の場合は、前項の返金額から、月割りで算出した3ヵ月分の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した3ヵ月分に満たない場合、返金はありません。また、この場合の返金はICカードホルダーが親権者に解約の了解を事前に取りを条件とします。
- 4 ミールカードを解約した場合の返金は、学生の場合は原則として保護者の銀行口座に振込むこととし、返金に必要な手数料は申込者の負担とします。

第5章 仮ICカード

第32条（仮ICカードの発行）

ICカードホルダーは、ミールカードの利用期間中に再発行等によりICカードが発行されるまで、当組合所定の手続きにより仮ICカードの発行を受けることができます。仮ICカードの発行を受ける際はあらかじめ当組合所定額を預託することとします。ただし、ミールカードを申し込んだ組合員の場合は、預託金は不要とします。

第33条（仮ICカードの返却）

- 1 仮ICカードの発行を受けた組合員がICカードを入手した場合は、速やかに当組合へ届け出て仮ICカードを返却するものとします。
- 2 当組合は、仮ICカードの返却を受けた場合、当該ICカード発行時に受けた預託金を返還します。

第34条（仮ICカードの残額移行）

仮ICカードを返却した場合、仮ICカードにプリチャージ未使用残額またはポイント残高があるときは、当組合は当該プリペイド未使用残額及び当該ポイント残高を確定した後に、当該確定プリペイド未使用残額及び当該確定ポイント残高をICカードへ移行することとします。

第6章 補則

第35条（解釈等）

この規則に定めのない事項及びこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当組合理事会が決定します。

第36条（改廃）

この規則の改廃は当組合理事会が行ないます。

【附 則】

2015年10月1日制定